マネジメントシステム認証機関の
パフォーマンス指標の提供のための
データ収集に関する必須文書

発行日： 2026 年 7 月 10 日
適用日： 2026 年 8 月 28 日
版　数： 1.0 版

注：この文書は、MANDATORY DOCUMENT FOR THE COLLECTION OF DATA TO PROVIDE INDICATORS OF MANAGEMENT SYSTEM CERTIFICATION BODIES' PERFORMANCE – Ver. 1.0（Global ACI-TECH-3-012）の内容を変更することなく、本認定センターが翻訳したものであるが、原文だけが正式な Global ACI 文書としての位置付けをもつ。原文は、Global ACI ウェブサイトから入手できる。

2026 年 11 月 10 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

追加情報

この文書又は他のグローバル認定協力機構（Global ACI）文書について追加の情報を必要とする場合、Global ACI 事務局に連絡して下さい。

Email: secretariat@global-aci.org
Phone: +1 (571) 569-2614

© Copyright 2026

Global ACI は、教育、標準化、認定、又は Global ACI の専門分野や活動に関連するその他の目的で、出版物又はその一部を複製することを希望する組織に許可します。複製された資料が掲載されている文書には、Global ACI の提供によるものであることを明記する必要があります。

目　次

1. 序文 4
1.1 目的 4
1.2 適用範囲 4
2. 用語及び定義 5
3. 収集し、レビューすべき指標 5
4. 実施 6
5. 改訂履歴 6
附属書１（規定）有効な認証の合計数の報告方法 7

1. 序文

1.1 目的

1.1.1　この文書は、認定機関（AB）が、認定されたマネジメントシステム認証機関に対して定期的に認定機関に報告するよう要求しなければならない「指標」を特定する。

1.1.2　この文書は、IAF（国際認定フォーラム）の文書「IAF MD 15:2023 *IAF Mandatory Document for the Collection of Data to Provide Indicators of Management System Certification Bodies' Performance*（マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する IAF 必須文書）」に基づいている。この文書は全ての IAF メンバーの合意事項を示すものであり、認定機関が自身のステークホルダーと協議の上、さらなる指標を策定することを妨げるものではない。IAF の役割がグローバル認定協力機構（Global ACI）に移管されることに伴い、本文の内容に実質的な変更を加えることなく、Global ACI の文書として書式が変更された。

1.2 適用範囲

1.2.1　この文書は、マネジメントシステム認証に適用される。

1.2.2　マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関するこの必須文書は、認定機関に対し、ISO/IEC 17011 7.11.2 項で想定されるサーベイランス活動を管理するためのインプットを提供することを目的とする。

ISO/IEC 17011 7.11.2 項では、認定機関に対して、*「認定した適合性評価機関が認定の要求事項を継続的に満たしていることを監視するために、定期的なサーベイランス現地審査、その他のサーベイランス活動、及び再審査を十分に短い間隔で行う手順及び計画を確立する」*ことを要求している。

1.2.3　認定機関によっては、収集されたパフォーマンス指標に基づいて、これらの「その他のサーベイランス活動」を展開(develop)しているところもある。また、認証機関が審査員及びその他の従業員のパフォーマンスだけでなく、認証機関自身のパフォーマンスを評価するための独自の指標をもっていることも認識されている。

1.2.4　これらの指標の中には、意図された認証の目的を確実に達成するための認証機関のプロセスの有効性について見識を提供できるものもある(could)。

1.2.5　この必須文書は、現地審査を補うため、認定機関が定期的に収集しレビューしなければならない一連の指標を明確にする。

1.2.6　これらの指標を分析することにより、サーベイランス活動の調整が図られることが期待される。

1.2.7　この文書で使用されている“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語

"shall"（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

2. 用語及び定義

この文書の目的のために、ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17021、Global ACI 必須文書における用語及び定義、並びに次の用語及び定義が適用される。

指標 ― 認証活動の状態又はレベルを示す傾向又は事実。

3. 収集し、レビューすべき指標

Global ACI の認定機関メンバーは、認定機関と認証機関との間で別途合意しない限り、原則として１月に、認証機関から次の指標を毎年収集しなければならない。次の指標は、各認定機関の認定下の国別、 認証規格別に報告されなければならない。

3.1　12 月末日における有効な認定された認証の数

注記：このデータの分析は、ある期間における認証数の変化を示す。提供されたデータにより、認定機関は認証機関の活動における重要な変化について正しい理解を得ることができる。（報告方法は附属書 1 を参照のこと）。

3.2　審査員数

注記：この情報に 3.1 項の情報を合わせることで、認証機関が認証プログラムの管理のための適切な資源をもっているかどうかについての一つの目安になる。これは、3.1 項の情報と同時に収集されるべきであり、ISO/IEC 17021 によって定義されている審査員を全て含むべきである。

3.3　受け入れた認証の移転数

注記：このデータは前回報告以降に認証機関が受け入れた（Global ACI-TECH-3-002 において定義される）認証の移転数を示す。移転には多くの理由があり得る(could be)が、移転数が突然増加している場合には、認定機関が現地審査でさらなるレビューを行うためのインプット情報となり得る。

3.4　実施が遅れている審査の数

注記：この情報は、認証機関が自身の審査プログラムをいかにうまく管理しているかに関するインプットを認定機関に対して提供する。実施が遅れた審査とは、認証機関の手順書において規定されている期間内に実施されなかった審査である場合もある。報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とすることが望ましい。

3.5　投入された審査工数

注記：審査工数とは、Global ACI-TECH-3-004 において規定されている通りに理解すべきである。この情報は、認証機関が使用した資源の目安を認定機関に提供するものであり、その他の指標と比

較参照されることが望ましい。報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とすることが望ましい。

4. 実施

各認定機関は、認証機関に対して指標のデータの提供方法についての指針を提供しなければならない。また認定機関は、認証機関が発行した複数サイト認証の範囲を考慮することが望ましく、その結果として、複数サイトの認証に関する情報収集の有用性を判断することが望ましい。さらに認定機関は、これらの指標を少なくとも１年に１回、定期的に提供するという要求事項を、認証機関との契約上の取決めで具体的に扱うべきかについて検討することが望ましい。

5. 改訂履歴

変更箇所	旧版	変更点の概要
全て	-	Global ACI 文書初版発行

附属書１（規定）有効な認証の合計数の報告方法

3.1項に規定されている指標は、有効な発行された認証の合計数を報告することを認証機関に要求している。有効な認証の数は、次の規則に従って報告されることが望ましいとしている。

- 顧客が１つのサイトを範囲とする有効な認証を有している場合、これを１認証（単一サイト認証）と数えなければならない。
- 顧客が複数のサイトを範囲とする１つの認証を有している場合でも、１つの認証のみ（複数サイト認証）が発行されているので、１認証と数える。しかし、複数のサイトが個別に認証されている場合、授与された各認証を（単一サイト認証として）数えなければならない。
- 顧客がいくつかの単一サイト認証（各サイトが個別の認証を有する）を有しているか、１つの複数サイト認証（複数のサイトを範囲とする１つの有効な認証）を有しているかにかかわらず、認証機関は合計の認証数を報告しなければならない。
- 顧客が複数のマネジメントシステムの認証を受けている場合で、認証機関がそれらを範囲に含む単一の認証を発行している場合、これを認証範囲に含まれているマネジメントシステムの数と同じに数えることが望ましい。すなわちマネジメントシステム規格ごとに数えることが望ましい。

注記：有効な認証とは、それが効力を持つ状態かあるいは一時停止の状態かにかかわらず、認証契約の効力の下にある認証のことである。取り下げられた申請及び認証の数は、この目的のために含めるべきではない。